

復興特区税制（法第 37 条～第 40 条）～指定に関する手続き～

町へ指定事業者（注 1）の指定の申請

（注 1）新規立地促進税制においては指定法人（以下同じ）

指定を受けようとする個人事業者又は法人（注 2）は、指定事業者事業実施計画（注 3）その他の事項等を記載した申請書を、町に提出します。

（注 2）新規立地促進税制は、法人のみ適用

（注 3）新規立地促進税制においては、指定法人事業実施計画

町による指定

指定復興推進計画に記載されている復興推進事業を行う個人事業者又は法人からの指定の申請に基づき、町は指定要件を満たしているものを指定します。（法第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項、第 40 条第 1 項）

指定に係る事業の実施状況報告

指定事業者は、指定に係る復興推進事業の実施状況、収支決算等を記載した実施状況報告を、事業年度終了後 1 か月以内に、町に提出します。

町による認定書の交付

町は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、実施報告書の提出を受けた日から原則として 1 か月以内に、指定事業者に対して復興推進事業の実施に係る認定書を交付します。

確定申告

町から認定書の交付を受けた指定事業者は、証明書類として認定書を添付し税務署等で確定申告を行います。（認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による審査があります。）